

第 4 2 4 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 等 一 覧

H 2 1 . 1 1 . 2 5 提 案 分

区 分		議案No	議 案 名
議 案 (44件)	予 算 案 (4件)	1 4 6	平成 2 1 年度 島 根 県 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)
		1 4 7	平成 2 1 年度 島 根 県 臨 港 地 域 整 備 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)
		1 4 8	平成 2 1 年度 島 根 県 流 域 下 水 道 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)
		1 4 9	平成 2 1 年度 島 根 県 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)
	条 例 案 (13件)	1 5 0	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 人事委員会の勧告を受けて、職員に対して支給する給料及び諸手当についての所要の改正 ・給料月額引き下げ（若年層の職員及び医師・歯科医師を除く） ・自宅に係る住居手当の廃止 ・期末手当引き下げ（△0.25月分 ※ただしH21年度に限り非管理職は△0.15月分） ・勤勉手当引き下げ（△0.10月分） 施行日：平成 2 1 年 1 2 月 1 日 （一部 平成 2 2 年 4 月 1 日）
		1 5 1	県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 人事委員会の勧告を受けて、教育職員に対して支給する給料及び諸手当についての所要の改正 ・給料月額引き下げ（若年層の職員を除く） ・自宅に係る住居手当の廃止 ・期末手当引き下げ（△0.25月分 ※ただしH21年度に限り非管理職は△0.15月分） ・勤勉手当引き下げ（△0.10月分） 施行日：平成 2 1 年 1 2 月 1 日 （一部 平成 2 2 年 4 月 1 日）
		1 5 2	市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 人事委員会の勧告を受けて、教職員に対して支給する給料及び諸手当についての所要の改正 ・給料月額引き下げ（若年層の職員を除く） ・自宅に係る住居手当の廃止 ・期末手当引き下げ（△0.25月分 ※ただしH21年度に限り非管理職は△0.15月分） ・勤勉手当引き下げ（△0.10月分） 施行日：平成 2 1 年 1 2 月 1 日 （一部 平成 2 2 年 4 月 1 日）
		1 5 3	特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例 ・期末手当の支給割合を引き下げ（△0.25月分） ・議会の議員の期末手当に係る規定を、議会の議員の議員報酬及び費用弁償支給条例に移替え 施行日：平成 2 1 年 1 2 月 1 日 （一部 平成 2 2 年 4 月 1 日）

区 分	議案No	議 案 名
条例案 つづき	154	島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 人事委員会の勧告を踏まえ、自宅に係る住居手当を廃止 施行日：平成21年12月1日
	155	島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 人事委員会の勧告を踏まえ、自宅に係る住居手当を廃止 施行日：平成21年12月1日
	156	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の対象に、非常勤の船員で労働者災害補償保険法の適用を受けないものを追加 施行日：平成22年1月1日
	157	島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例 県民税の均等割の税率の特例として課する水と緑の森づくり税の適用期間を5年間延長するための所要の改正 ・個人の県民税：(適用期間) 平成21年度分まで→平成26年度分まで (税率) 500円/年度分 ・法人の県民税：(適用期間) 平成22年3月31日までの間に開始する事業年度分 →平成27年3月31日までの間に開始する事業年度分 (税率) 県税条例で規定する均等割額の100分の5/事業年度 ・その他規定の整備 施行日：平成22年4月1日
	158	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 市町村への権限移譲計画に基づき権限移譲を行うための所要の改正 ・対象市町村：松江市外13市町村 ・移譲する事務：特定非営利活動促進法に基づく事務 など 施行日：平成22年4月1日ほか
	159	島根県立農業高等学校条例及び貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 農業を取り巻く環境の変化に対応し、農業の担い手を確保するための所要の改正 ・島根県立農業高等学校条例のうち、高等学校の設置目的を変更 ・貸付金の返還債務の免除に関する条例のうち、県立農業高等学校奨学金の免除の条件に雇用される者として農業に従事する場合を追加 施行日：平成22年4月1日
	160	島根県立ふるさとの森条例の一部を改正する条例 島根県立ふるさとの森の施設のうち、県民の森の研修館及びオートキャンプサイトを飯南町に譲渡するための所要の改正 施行日：公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	1 6 1	島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 島根県立三瓶自然館の附属施設のうち、ふれあいの里奥出雲公園を廃止し、北の原野営場を大田市に譲渡するための所要の改正 施行日：平成22年4月1日	
	1 6 2	島根県附属機関設置条例及びふるさと島根の景観づくり条例の一部を改正する条例 島根県屋外広告物審議会を島根県景観審議会に統合するための所要の改正 ・島根県附属機関設置条例から屋外広告物審議会を削除し、ふるさと島根の景観づくり条例の景観審議会の権限に屋外広告物に関する事項を追加 施行日：平成22年2月1日	
一 般 事件案 (27件)	1 6 3	公の施設の指定管理者の指定について（県立しまね海洋館） ・指定する相手方：財団法人しまね海洋館 ・指定する期間：平成22年4月1日から5年間	
	1 6 4	公の施設の指定管理者の指定について（県立男女共同参画センター） ・指定する相手方：財団法人しまね女性センター ・指定する期間：平成22年4月1日から5年間	
	1 6 5	公の施設の指定管理者の指定について（県立島根県民会館） ・指定する相手方：財団法人島根県文化振興財団 ・指定する期間：平成22年4月1日から5年間	
	1 6 6	公の施設の指定管理者の指定について（県立美術館） ・指定する相手方：株式会社SPSしまね ・指定する期間：平成22年4月1日から5年間	
	1 6 7	公の施設の指定管理者の指定について（島根県芸術文化センター） ・指定する相手方：財団法人島根県文化振興財団 ・指定する期間：平成22年4月1日から5年間	
	1 6 8	公の施設の指定管理者の指定について（県立三瓶自然館及びその附属施設） ・指定する相手方：財団法人しまね自然と環境財団 ・指定する期間：平成22年4月1日から5年間	
	1 6 9	公の施設の指定管理者の指定について（県立東部総合福祉センター） ・指定する相手方：アイカム株式会社 ・指定する期間：平成22年4月1日から5年間	
	1 7 0	公の施設の指定管理者の指定について（県立西部総合福祉センター） ・指定する相手方：浜田ビルメンテナンス株式会社 ・指定する期間：平成22年4月1日から5年間	
	1 7 1	公の施設の指定管理者の指定について（県立はつらつ体育館） ・指定する相手方：株式会社MIしまね ・指定する期間：平成22年4月1日から5年間	

区 分	議案No	議 案 名
一 般 事件案 つづき	172	公の施設の指定管理者の指定について（県立宍道湖自然館） ・ 指定する相手方：財団法人ホシザキグリーン財団 ・ 指定する期間：平成22年4月1日から5年間
	173	公の施設の指定管理者の指定について（県立産業交流会館） ・ 指定する相手方：財団法人くにびきメッセ ・ 指定する期間：平成22年4月1日から5年間
	174	公の施設の指定管理者の指定について（県立産業高度化支援センター） ・ 指定する相手方：財団法人しまね産業振興財団 ・ 指定する期間：平成22年4月1日から5年間
	175	公の施設の指定管理者の指定について（県立浜山公園） ・ 指定する相手方：特定非営利活動法人出雲スポーツ振興21 ・ 指定する期間：平成22年4月1日から5年間
	176	公の施設の指定管理者の指定について（県立石見海浜公園） ・ 指定する相手方：株式会社ISP ・ 指定する期間：平成22年4月1日から5年間
	177	公の施設の指定管理者の指定について（県立万葉公園） ・ 指定する相手方：大畑建設株式会社 ・ 指定する期間：平成22年4月1日から5年間
	178	公の施設の指定管理者の指定について（県立武道館、県立石見武道館など） ・ 指定する相手方：財団法人島根県体育協会 ・ 指定する期間：平成22年4月1日から5年間
	179	公の施設の指定管理者の指定について（県立青少年の家） ・ 指定する相手方：北陽ビル管理株式会社 ・ 指定する期間：平成22年4月1日から5年間
	180	公の施設の指定管理者の指定について（県立八雲立つ風土記の丘） ・ 指定する相手方：財団法人島根県文化振興財団 ・ 指定する期間：平成22年4月1日から5年間
	181	公の施設の指定管理者の指定について（県立古墳の丘古曾志公園） ・ 指定する相手方：株式会社MIしまね ・ 指定する期間：平成22年4月1日から5年間
	182	当せん金付証票の発売について 平成22年度に島根県内において発売する当せん金付証票（宝くじ）の発売限度額の設定 ・ 平成22年度発売総金額 55億円以内
	183	隠岐広域連合規約の一部の変更について 広域連合の処理する事務のうち、農業災害補償法に基づく農業共済事業に関する事務を島根県東部農業共済組合が実施する事業に統合するための変更

区 分		議案No	議 案 名
一 般 事件案 つづき	184	隠岐広域連合の処理する事務の変更に伴う財産処分について 農業災害補償法に基づく農業共済事業に関する財産を島根県東部農業共済組合に承継	
	185	水産練習船わかしまね衝突事故に係る和解について 平成20年10月8日に発生の衝突事故に係る和解 ・ 和解の相手方：有限会社事代丸 ・ 和解の内容：本県被害額563,875,291円、本県への損害賠償金額149,804,500円	
	186	水産練習船わかしまね衝突事故に係る損害賠償について 平成20年10月8日に発生の衝突事故に係る損害賠償 ・ 損額賠償の額：3,700,000円 ・ 支払の相手方：水産練習船わかしまねの乗船生徒、船員、教員	
	187	財産の処分について 北の原野営場 ・ 処分財産：(建物) 木造平家建8棟、木造2階建13棟、RC造平家建7棟、RC造2階建1棟 (関連施設) 工作物一式 ・ 処分方法：売却(随意契約) ・ 処分金額：420,157,500円 ・ 処分の相手方：大田市	
	188	財産の処分について 県民の森の一部 ・ 処分財産：(土地) 60,183.13㎡ (建物) 木造平家建3棟、木造2階建1棟、鉄骨造平家建1棟 (関連施設) 工作物一式 ・ 処分方法：売却(随意契約) ・ 処分金額：244,118,000円 ・ 処分の相手方：飯南町	
	189	契約の締結について 国道485号(松江第五大橋道路)改築(改良)工事 東津田工区東津田第4高架橋上部工 契約の方法：一般競争入札 契約金額：1,132,950,000円 工期：議決のあった日の翌日から起算して570日目にあたる日 契約の相手方：安部日鋼工業・オリエンタル白石特別共同企業体 施工場所：松江市東津田町地内	
報 告 (3件)	報告16	専決処分事件の報告について(変更契約の締結) 8件 ・ 一般国道485号松江第五大橋道路改築(改良)大橋川工区(仮称)朝酌川橋梁上部工工事 807,476,250円(17,876,250円増額) ・ 浜田川総合開発事業仮排水路トンネル工事 543,854,850円(9,160,200円増額) ・ 主要地方道川本波多線志学工区地方道路交付金(改良)長方トンネル工事 676,666,200円(20,416,200円増額) ・ 島根県営住宅((仮称)浜田市原井団地)建設(建築)工事 706,715,100円(24,215,100円増額) ・ 松江工業高等学校改築(管理特別教室棟建築)工事 854,350,350円(1,750,350円増額) ・ 松江工業高等学校改築(教室棟建築)工事 679,911,750円(2,661,750円増額) ・ 松江工業高等学校改築(屋内運動場建築)工事 896,064,750円(8,814,750円増額) ・ 一般国道485号松江第五大橋道路改築(改良)大橋川工区(仮称)朝酌川橋梁上部工工事 826,691,250円(19,215,000円増額)	

区 分	議案No	議 案 名
報 告 つづき	報告17	専決処分事件の報告について（損害賠償） 17件 ・交通事故 8件 賠償額合計 1,108,697円 ・落石事故等 9件 賠償額合計 875,971円
	報告18	専決処分事件の報告について（訴えの提起） 2件 県営住宅家賃長期滞納者に対する明渡訴訟 対象者2名